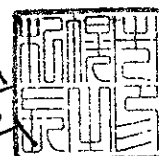


札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月 29 日

札幌市長 秋元克広



札幌市規則第 24 号

札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年規則第18号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条の表中

第42条第2項第3号	第27条	第42条の3において準用する第27条
第42条第2項第4号	第38条第2項	第42条の3において準用する第38条第2項
第42条第2項第5号	第40条第2項	第42条の3において準用する第40条第2項

を

第42条第2項第3号	第24条第4号	第42条の3において準用する第24条第4号
第42条第2項第4号	第27条	第42条の3において準用する第27条
第42条第2項第5号	第38条第2項	第42条の3において準用する第38条第2項
第42条第2項第6号	第40条第2項	第42条の3において準用する第40条第2項

に

改める。

(2) 第2条の2の表中

第42条第2項第3号	第27条	第47条において準用する第27条
第42条第2項第4号	第38条第2項	第47条において準用する第38条第2項
第42条第2項第5号	第40条第2項	第47条において準用する第40条第2項

を

第42条第2項第3号	第24条第4号	第47条において準用する第24条第4号
------------	---------	---------------------

第42条第2項第4号	第27条	第47条において準用する第27条
第42条第2項第5号	第38条第2項	第47条において準用する第38条第2項
第42条第2項第6号	第40条第2項	第47条において準用する第40条第2項

に

改める。

- (3) 第4条の表第58条第2項の項中「第58条第2項」を「第58条第2項第1号及び第3号から第5号まで」に改め、同表に次のように加える。

第58条第2項第2号	第54条第4号	第63条において準用する第54条第4号
------------	---------	---------------------

- (4) 第9条の表第112条第2項第2号から第4号までの項中「第112条第2項第2号から第4号まで」を「第112条第2項第2号、第4号及び第5号」に改め、同項の次に次のように加える。

第112条第2項第3号	第105条第4号	第115条において準用する第105条第4号
-------------	----------	-----------------------

- (5) 第9条の表第112条第2項第5号の項中「第112条第2項第5号」を「第112条第2項第6号」に改め、同表第112条第2項第6号の項中「第112条第2項第6号」を「第112条第2項第7号」に改める。
- (6) 第10条の表第112条第2項第2号から第4号までの項中「第112条第2項第2号から第4号まで」を「第112条第2項第2号、第4号及び第5号」に改め、同項の次に次のように加える。

第112条第2項第3号	第105条第4号	第135条において準用する第105条
-------------	----------	--------------------

	第4号
--	-----

(7) 第10条の表第112条第2項第5号の項中「第112条第2項第5号」を「第112条第2項第6号」に、「第111条の3第2項」を「前条第2項」に改め、同表第112条第2項第6号の項中「第112条第2項第6号」を「第112条第2項第7号」に改める。

(8) 第20条の表中

「

第262条第2項第2号及び第4号から第6号まで	次条	第265条
第262条第2項第3号	第260条第4項	第265条において準用する第260条第4項

を

「

第262条第2項第2号及び第5号から第7号まで	次条	第265条
第262条第2項第3号	第255条第7号	第265条において準用する第255条第7号
第262条第2項第4号	第260条第4項	第265条において準用する第260条第4項

に

改める。

(9) 第21条の表第261条第3項の項中「第261条第3項」を「第261条第4項」に改める。

(10) 第24条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに

第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表第58条第2項の項中「第58条第2項」を「第58条第2項第1号及び第3号から第5号まで」に改め、同項の次に次のように加える。

第58条第2項第2号	第54条第4号	第298条第4号
------------	---------	----------

- (11) 第25条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表第58条第2項の項中「第58条第2項」を「第58条第2項第1号及び第3号から第5号まで」に改め、同項の次に次のように加える。

第58条第2項第2号	第54条第4号	第301条において準用する第298条第4号
------------	---------	-----------------------

- (12) 第26条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表第78条第2項第4号から第7号までの項中「から第7号」を「及び第6号から第8号」に改め、同項の次に次のように加える。

第78条第2項第5号	第72条第4号	第308条第9号
------------	---------	----------

- (13) 第27条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表第88条第2項第2号から第5号までの項中「から第5号」を「及び第4号から第6号」に改め、同項の次に次のように加える。

第88条第2項第3号	第85条第4号	第315条第11号
------------	---------	-----------

- (14) 第28条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第

2項第7号及び第8号」に改め、同表第97条第2項の項中「第97条第2項」を「第97条第2項第1号及び第3号から第5号まで」に改め、同項の次に次のように加える。

第97条第2項第2号	第95条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号	第321条において準用する第95条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号
------------	-------------------------------	--

(15) 第31条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表第145条第2項第2号から第5号までの項中「から第5号」を「及び第4号から第6号」に改め、同項の次に次のように加える。

第145条第2項第3号	第140条第4号	第340条第11号
-------------	----------	-----------

(16) 第31条の表第145条第2項第6号の項中「第145条第2項第6号」を「第145条第2項第7号」に改める。

(17) 第32条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表第165条第2項の項中「(指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

(18) 第33条第1項の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表第179条の項中「第179条」を「第179条第1項、第2項、第4項及び第6項」に改める。

(19) 第33条の2の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表第165条第2項の項中「指定介護予防支援事業所」の次に「(指定介護予防支援等基準条例第5条に規定

する指定介護予防支援事業所をいう。)」を加える。

(20) 第34条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表第165条第2項の項中「(指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

(21) 第35条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改める。

(22) 第36条第1項の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表第214条の項中「第214条」を「第214条第1項、第2項、第4項及び第6項」に改める。

(23) 第39条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表中

第262条第2項第2号及び第4号から第6号まで	次条	第403条	を
第262条第2項第3号	第260条第4項	第403条において準用する第260条第4項	

第262条第2項第2号及び第5号から第7号まで	次条	第403条	に
第262条第2項第	第255条第7号	第405条第9号	

3号		
第262条第2項第4号	第260条第4項	第403条において準用する第260条第4項

改める。

(24) 第40条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表中

第262条第2項第2号及び第4号から第6号まで	次条	第408条
第262条第2項第3号	第260条第4項	第408条において準用する第260条第4項

を

第262条第2項第2号及び第5号から第7号まで	次条	第408条
第262条第2項第3号	第255条第7号	第408条において準用する第405条第9号
第262条第2項第4号	第260条第4項	第408条において準用する第260条第4項

に

改める。

(25) 第41条の表第14条の項中「第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号」を「第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号」に改め、同表第261条第3項の項中「第261条第3項」を「第261条第4項」に改め、同表第275条第2項第2号の項の次に次のように加える。

第275条第2項第3号	第273条第7号	第415条第8号
-------------	----------	----------

(26) 第41条の表第275条第2項第3号から第5号までの項中「第275条第2項第3号から第5号」を「第275条第2項第4号から第6号」に改める。

(札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年規則第19号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条の2の2の表第60条の19第2項第2号から第4号までの項中「から第4号まで」を「、第4号及び第5号」に改め、同項の次に次のように加える。

第60条の19第2項第3号	第60条の9第6号	第60条の20の3において準用する第60条の9第6号
---------------	-----------	----------------------------

(2) 第2条の2の2の表第60条の19第2項第5号の項中「第60条の19第2項第5号」を「第60条の19第2項第6号」に改め、同表第60条の19第2項第6号の項中「第60条の19第2項第6号」を「第60条の19第2項第7号」に改める。

(3) 第10条の表第80条第2項第2号から第4号までの項中「から第4号」を「及び第4号から第7号」に改め、同項の次に次のように加える。

第80条第2項第3号	第71条第6号	第217条第11号
------------	---------	-----------

(4) 第10条の表第80条第2項第5号の項を削り、同表第80条第2項第7号の項中「第80条第2項第7号」を「第80条第2項第8号」に改める。

(5) 第12条の表第124条の項中「第124条」を「第118条第7項第1号及び第3号、第124条並びに第126条第2項第2号」に改める。

(札幌市介護保険事業施行規則の一部改正)

第3条 札幌市介護保険事業施行規則（平成12年規則第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「、指定居宅介護支援事業者」を削り、「指定地域密着型サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

(2) 第5章第1節の節名中「、指定居宅介護支援事業者」を削る。

(3) 第27条の2第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第70条第1項、法第86条第1項、法第94条第1項、法第107条第1項又は法第115条の2第1項に規定する指定又は許可」に、「指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者指定（許可）通知書」を「指定居宅サービス事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者指定（許可）通知書」に、「指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者指定（許可）申請却下通知書」を「指定居宅サービス事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者指定（許可）申請却下通知書」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

(4) 第27条の3第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、法第86条の2第1項、法第94条の2第1項又は法第108条第1項に規定する指定又は許可の更新」に、「指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者指定（許可）更新通知書」を「指定居宅サービス事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者指定（許可）更新通知書」に、「指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者指定（許可）更

新申請却下通知書」を「指定居宅サービス事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者指定（許可）更新申請却下通知書」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前条第3項」を「前条第2項」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

(5) 第27条の4から第27条の6までを次のように改める。

第27条の4から第27条の6まで 削除

(6) 第27条の7中「、法第84条第1項」及び「、旧法第114条第1項」を削る。

(7) 第27条の8から第27条の12までを次のように改める。

第27条の8から第27条の12まで 削除

(8) 第5章第2節の節名中「指定地域密着型サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

(9) 第27条の13第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第78条の2第1項、法第79条第1項、法第115条の12第1項又は法第115条の22第1項に規定する指定」に、「指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定通知書」を「指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定通知書」に、「指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定申請却下通知書」を「指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定申請却下通知書」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

(10) 第27条の14第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第78条の12、法第115条の21又は法第115条の31において準用する法第70条の2第1項及び法第79条の2第1項に規定する指定の更新」に、「指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定更新通知書」を「指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事

業者・指定介護予防支援事業者指定更新通知書」に、「指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定更新申請却下通知書」を「指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定更新申請却下通知書」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前条第3項」を「前条第2項」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

(11) 第27条の15及び第27条の16を次のように改める。

第27条の15及び第27条の16 削除

(12) 第27条の17中「第78条の10」の次に「、法第84条第1項」を加える。

(13) 様式34の14を次のように改める。

様式34の14 削除

(14) 様式34の15及び様式34の16中「・指定居宅介護支援事業者」を削る。

(15) 様式34の17を次のように改める。

様式34の17 削除

(16) 様式34条の18及び様式34条の19中「・指定居宅介護支援事業者」を削る。

(17) 様式34の20から様式34の24までを次のように改める。

様式34の20から様式34の24まで 削除

(18) 様式34の25中「・旧法第114条第1項」を削る。

(19) 様式34の26から様式34の31までを次のように改める。

様式34の26から様式34の31まで 削除

(20) 様式34の32及び様式34の33中「指定地域密着型サービス事業者」の次に「・指定居宅介護支援事業者」を加える。

(21) 様式34の34を次のように改める。

様式34の34 削除

(22) 様式34の35及び様式34の36中「指定地域密着型サービス事業者」の次に「・指定居宅介護支援事業者」を加える。

(札幌市個人番号利用条例施行規則の一部改正)

第4条 札幌市個人番号利用条例施行規則(平成27年規則第58号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1 21の項中「同条第7項」を「同条第6項」に改める。
- (2) 別表2 11の2の項(3)の目オ中「、介護医療院」を「又は介護医療院」に改め、「又は介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)」を削り、同表19の項(7)の目エ、(11)の目キ、(12)の目オ及び(22)の目ウ並びに24の2の項(1)の目ウ中「、介護医療院又は介護療養型医療施設」を「又は介護医療院」に改め、同表32の項(5)の目中「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則第27条の表の改正規定(同表第14条の項の改正規定を除く。)、同規則第28条の表の改正規定(同表第14条の項の改正規定を除く。)及び同規則第31条の表の改正規定(同表第14条の項の改正規定を除く。)は、同年6月1日から施行する。